特別清算終結

令和８年（ヒ）第１号

千葉県四街道市千代田４丁目５番３号
清算株式会社　株式会社ＰｒｏＥＤＧＥ
１　決定年月日　令和８年６月２５日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

千葉地方裁判所佐倉支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２００５号

東京都千代田区神田淡路町１丁目19番地　白須ビル１Ｆ
清算株式会社　株式会社大江戸商事
代表清算人　高澤　俊幸
１　決定年月日　令和８年６月25日
２　主文　次の協定を認可する。

協　定

１　各協定債権者は、協定の認可決定確定時に、清算株式会社に対し、協定債権全額について、その債務を免除する。
２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以　上

東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２号

堺市中区伏尾2933番地１
清算株式会社　株式会社ウォーク
代表清算人　川嶋進
１　決定年月日　令和８年６月25日
２　主文　本件協定を認可する。

協　定

１　清算株式会社は、協定債権者カワセ産業株式会社（以下「協定債権者」という。）に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは清算株式会社に対し、協定債権額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、協定債権者が第３項の規定により行った債務の免除は、新たに弁済された金額の限度において効力を失うものとする。

以上

大阪地方裁判所堺支部

監督命令取消

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始